

兵庫県住宅再建共済制度見直しに関するQ & A

目次

1 制度見直しの背景等

2 契約関係（複数年一括支払関係）

- 【Q①】現契約の取扱い（複数年一括支払者を含む）····· P 2
 - 【Q②】複数年一括支払者の契約の取扱い····· P 2
 - 【Q③】複数年一括支払者が継続加入する場合の共済期間····· P 2
 - 【Q④】残余期間がある複数年一括支払者にかかる「継続のお知らせ」の取扱い··· P 2

3 加入・脱退手続き等関係

- | | | |
|--------------------------------------------|-------|-----|
| 【Q①】 継続加入の手続き | ・・・・・ | P 3 |
| 【Q②】 脱退の手続き | ・・・・・ | P 3 |
| 【Q③】 複数年一括支払者の継続加入する場合の共済負担金の取扱い | ・・・・ | P 3 |
| 【Q④】 複数年一括支払者が払い込んだ共済期間中に脱退する場合の共済負担の取扱い | ・・・・ | P 3 |
| 【Q⑤】 複数年一括支払者が払い込んだ共済期間中に脱退する場合の共済負担金返還手続き | ・・・・ | P 3 |
| 【Q⑥】 メールアドレスの必須入力の理由 | ・・・・・ | P 3 |
| 【Q⑦】 QRコードでの申し込みにおける利用者登録の有無 | ・・・・・ | P 3 |

4 納付金の納付関係

- | | | |
|---------------------------------|-------|-----|
| 【Q①】 納付金の減額納付の可能性 | ・・・・・ | P 4 |
| 【Q②】 納付金が減額される場合の計算方法 | ・・・・・ | P 4 |
| 【Q③】 納付金が減額される場合の決定時期 | ・・・・・ | P 4 |
| 【Q④】 連続して大規模災害が発生した場合の納付金の受取り可否 | ・・・・・ | P 4 |
| 【Q⑤】 支払限度額設定後に起きた大規模災害以外での納付金の額 | ・・・・・ | P 4 |
| 【Q⑥】 納付金の納付申請 | ・・・・・ | P 4 |

5 大規模災害時の共済給付金所要額関係

- 【Q①】南海トラフ巨大地震の給付額の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
【Q②】条例第9条の4の対象となる災害の規模・・・・・・・・・・・・・ P 5

6 限度額の設定関係

1 制度見直しの背景等

(制度見直しの背景)

【Q①】 リーフレットにある「南海トラフ巨大地震の被害想定や風水害の激甚化・頻発化など、取り巻く環境の変化」がなぜ今回の制度変更につながったのですか。

【A①】 南海トラフ巨大地震など、大規模な災害が発生して多額の共済給付金が必要となった場合、積立資産だけでは不足することが懸念されています。

今回、様々な災害における共済給付金の所要額を試算したところ、多くの場合で定額の給付金をお受け取りいただけますが、極めて大きな災害が万一起きたときは、積立資産が不足する可能性があることが分かりました。

こうした事態が生じてもこの制度を継続できるよう、積立資産の範囲内で可能な限り給付金をお支払いする仕組みに見直すこととしました。

(制度見直し後の県の関与)

【Q②】 (条例上) 県の損失補償を廃止することになっていますが、今後、住宅再建共済制度に県の関与はなくなるのですか。

【A②】 住宅再建共済制度は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、県が条例により創設した制度です。この条例では、制度は県が実施することとされており、運営を公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託するものです。

県は今後も、災害で住宅が被害を受けた際の費用負担を加入者同士で支え合う「共助」の仕組みとして、運営していきます。

2 契約関係（複数年一括支払関係）

（現契約の取扱い（複数年一括支払者を含む））

【リーフレット【Q1】掲載】

【Q①】制度が見直されることで、今加入している契約はどうなりますか。

【A①】現在のご契約は令和8年3月31日まで有効です。継続加入の場合、令和8年4月1日以降は、加入者全員に見直し後の内容が適用されます。

（複数年一括支払者の契約の取扱い）

【Q②】現在複数年一括支払で加入しています。今回の制度変更で、現在の契約はどうなりますか。

【A②】令和8年4月時点で複数年一括支払により払い込んだ共済期間が残っている方は、期間満了までの間は契約が継続されます。ただし、契約内容については変更後の約款が適用されます。

（複数年一括支払者が継続加入する場合の共済期間）

【Q③】複数年一括支払により払い込んだ共済期間が令和8年3月末に満了します。引き続き複数年一括支払で加入することはできますか。

【A③】お支払いいただいた共済期間の満了後は、引き続き複数年一括支払を申し込むことができなくなります。

今回の照会で「引き続き加入します」を選択した場合は、単年度支払での加入となります。

（残余期間がある複数年一括支払者にかかる「継続のお知らせ」の取扱い）

【Q④】複数年一括支払の残余期間がある加入者が、単年度で新たに他の共済区分に加入了場合、継続加入のお知らせはどのように届くのですか（1つにまとまって届くのですか）。

【A④】複数年一括支払の残余期間がある場合は、払い込んだ期間が満了する年度に、また、単年度で新たに他の共済区分に加入了場合は毎年度、それぞれ継続加入のお知らせをお届けします。

3 加入・脱退手続き等関係

(継続加入の手続き)

[リーフレット【Q2】掲載]

【Q①】令和8年4月以降も継続して加入する場合は、手続きは必要ですか。

【A①】QRコードで「引き続き加入します」とお知らせください。QRコードによる回答ができない方は、同封の返信はがきをご活用ください。

(脱退の手続き)

[リーフレット【Q3】掲載]

【Q②】脱退したい場合はどうすればいいですか。

【A②】QRコードで「脱退します」とお知らせください。QRコードによる回答ができない方は、同封の返信はがきをご活用ください。

(複数年一括支払者の継続加入する場合の共済負担金の取扱い)

【Q③】複数年一括支払の期間が満了していないが、共済負担金は追加でお支払いする必要はありますか。

【A③】複数年一括支払でお支払いいただいた共済負担金については、既に払い込まれている共済期間分に関し、追加でお支払いいただく必要はありません。

(複数年一括支払者が払い込んだ共済期間中に脱退する場合の共済負担金の取扱い)

【Q④】脱退した場合は共済負担金の返還を受けることができますか。

【A④】未経過の共済期間分にかかる共済負担金は、返還します。

(複数年一括支払者が払い込んだ共済期間中に脱退する場合の共済負担金返還手続き)

【Q⑤】複数年一括支払者が脱退する場合における未経過の共済期間分に係る共済負担金の返還手続きについて、教えてください。

【A⑤】口座振替の加入者には、口座振替を行った口座に返金します。その口座は今回のお知らせに記載しています。変更がある場合はご連絡ください。クレジットカードの加入者には、基金から所定の用紙をお送りします。

(メールアドレスの必須入力の理由)

【Q⑥】メールアドレスについて、なぜ必ず入力しなければならないのですか。

【A⑥】今後、加入者への円滑・迅速な連絡を図るため、メールの活用を考えており、また、今回のQRコードでの受付結果を加入者に通知するため、メールアドレスの入力を必須にしたものであり、ご協力をお願いします。

メールアドレスがない・不明の場合は同封の返信はがきをご利用ください。

(QRコードでの申し込みにおける利用者登録の有無)

【Q⑦】QRコードで画面を開くと、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」と表示されますが、利用者登録をした方がいいのですか。

【A⑦】今回の継続加入・脱退の意思確認では、利用者登録の必要はありません。利用者登録をせずに次の入力画面にお進みください。

4 給付金の給付関係

(給付金の減額給付の可能性)

[リーフレット【Q4】掲載]

【Q①】今回の見直しにより、給付金が減ることはあるですか。

【A①】試算結果からは、多くの災害で定額の給付金をお支払いできると考えています。南海トラフ地震についても、マグニチュード9クラスの極めて大規模なものを除けば、現在の積立資産で給付可能となっています。給付金の減額の可能性は、被害の規模や積立資産の状況によりますが、万一の場合でも、加入者に拠出していただいた資産を分けあって給付金に充てようとするものです。

(給付金が減額される場合の計算方法)

[リーフレット【Q5】掲載]

【Q②】仮に減額される場合、加入者への給付金はどのように計算するのですか。

【A②】支払可能な総額を定めたうえで、給付申請があった加入者に対して、一定の割合で公平に減額することを考えています。

(給付金が減額される場合の決定時期)

[リーフレット【Q6】掲載]

【Q③】仮に減額される場合、給付金の額はいつ決まるのですか。

【A③】支払可能額は、極めて大規模な災害が発生した際に、被害の規模や積立資産の状況に応じて、その都度定めることとしています。災害発生後、早急に試算したうえで、改めてご案内します。

なお、減額が決まった場合でも、加入者からの実際の給付申請額が当初の試算を下回った場合は、申請期間（5年）経過後に、可能な範囲で追加給付を行うことを考えています。

(連続して大規模災害が発生した場合の給付金の受取り可否)

[リーフレット【Q7】掲載]

【Q④】大規模な災害が続けて起きた場合でも、共済給付金は受け取れますか。

【A④】次に起きる災害での給付に配慮して支払可能額を設定しますので、受け取ることはできます。ただし、前に発生した災害での給付に必要な額を踏まえて、次の災害での給付も積立資産のなかで対応します。

(支払限度額設定後に起きた大規模災害以外での給付金の額)

【Q⑤】リーフレットでは、「前に発生した災害での給付に必要な額を踏まえて、次の災害での給付も積立資産のなかで対応します。」とありますが、支払限度額の設定後、比較的小規模な災害が発生した場合の給付金はいくらになりますか。

【A⑤】大規模な災害が発生して支払可能額を設定する場合でも、その後に発生する小規模な災害に対して定額の給付金が行えるよう配慮します。

(給付金の給付申請)

【Q⑥】大規模な災害が起きた場合、支払可能額が決まるまでの間は、給付金の申請を行うことはできないのでしょうか。

【A⑥】対象住宅が自然災害により被害を受け、半壊以上の認定を受けた場合において、対象住宅に代わる新たな住宅の建築・購入した場合や、補修した場合は給付申請を行うことはできますが、給付を受けるまでにしばらくお待ちいただく場合があります。

ただし、建築や補修が完了していない場合に給付を受けることができる一部払については、請求できる金額を含めて制限させていただく場合があります。

5 大規模災害時の共済給付金所要額関係

(南海トラフ巨大地震の給付所要額の算定)

【Q①】リーフレットにある「最大規模の南海トラフ巨大地震」の給付金必要額501億円や、新聞報道のあった給付金必要額1,437億円は、どのように算定したのですか。

【A①】フェニックス共済の給付金額は、災害による住家の被害の程度や、住宅のどのように再建するか（「建築・購入」、「補修」など）によって変わります。501億円という試算額は、制度開始から20年間の給付実績をもとに、被災者がどのような方法で住宅を再建してきたかという割合を当てはめて算出したものです。

一方、新聞報道の1,437億円という試算額は、半壊以上の被害を受けた加入者全員が住宅を建築または購入し、1戸あたり600万円を給付するケースを想定した場合の金額です。

(条例第9条の4の対象となる災害の規模)

【Q②】条例第9条の4の対象となる災害の規模はどのくらいを想定していますか。

【A②】県内の広い範囲で多数の住宅被害が生じる規模の災害を想定していますが、具体的な被害の規模を数値（全壊家屋の戸数等）で明確に定めているわけではありません。

6 限度額の設定関係

(支払可能額の設定方法)

【Q①】リーフレットにある「支払可能額」はどのように設定するのですか。

【A①】支払可能額は、次に起きる災害での給付、既に複数年一括で負担金を払い込んだ方に対する後年の給付に配慮したうえで、設定します。

(支払可能額の想定額)

【Q②】現時点では、どの程度の額を支払可能額として想定しているのですか。

【A②】現時点で、支払可能額を決めているわけではありません。大規模な災害が発生する都度、積立資産を上限として、被害の規模や、同一年度に複数の災害が発生する可能性も考慮したうえで、支払可能額を設定することとしています。

(複数年一括支払者への後年の給付の配慮)

【Q③】リーフレットに、支払可能額は、「複数年一括で負担金を払い込んだ方に対する後年の給付に配慮」したうえで設定するとありますが、どのような配慮ですか。

【A③】複数年一括支払により払い込んでいただいた後年度分の共済負担金は、それぞれの年度の積立資産として活用しますので、複数年一括支払者の給付金の財源が失われるものではありません。